

県産材の利用促進に関する 基本計画の改定について

富山県農林水産部森林政策課

富山県県産材利用促進条例

(平成28年9月30日施行)

富山県県産材利用促進条例(H28.9.30施行)の概要

県産材の利用を促進し、林業・木材産業の振興や森林の適正な整備を図ることを目的として、議員提案により平成28年9月に制定

第1章 総則

○目的（第1条）

- ・ 県産材の適切な供給及び利用の確保により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備と快適で豊かな県民生活の実現に寄与

○基本理念（第3条）

- ・ 事業者及び県民の主体的な取組に県が効率的に支援すること
- ・ 森林資源の循環利用の促進と森林の有する多面的機能の発揮に資すること
- ・ 県民の快適な居住環境の形成、癒しをもたらす生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与すること

○県の責務（第4条）

- ・ 市町村と連携・協力して、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し実施

○関係事業者相互の連携及び協力（第5条）

- ・ 関係事業者（森林の施業、木材の製造・流通、建築物の設計・施工を営む者）の連携・協力

○事業者、県民の努力（第6, 7条）

- ・ 県産材の利用の促進に自ら努め、協力

第2章 県産材の利用の促進の基本計画等

○基本計画（第8条）

- ・ 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画を定めること
⇒ 「県産材の利用促進に関する基本計画」（第4項「富山県森林審議会の意見を聞かなければならない。」）

○協議会（第9条）

- ・ 県は、関係団体等により構成される協議会を組織すること
⇒ 県産材利用促進会議

第3章 県産材の利用の促進に関する基本的施策

○林業の生産性の向上等（第10条）

- ・ 森林境界の明確化の促進や施業の集約化及び林業機械の高度化の促進、作業路網の整備
- ・ 林業を担う人材の育成及び確保

○県産建築材料の安定的な供給等（第11条）

- ・ 製造施設や流通関係施設の整備及び流通経路の合理化に対する支援
- ・ 県産建築材料の品質及び性能の確保及び適切な情報の提供の促進

○県産材を使用した建築物の建築等の促進等（第12条）

- ・ 県産材を使用した建築物（住宅・非住宅）の需要開拓のための支援
- ・ 木質バイオマスの有効利用や土木工事・工作物での県産材の利用を促進

○設計者等の育成及び確保（第13条）

○研究開発の推進等（第14条）

○事業者等の理解の増進等（第15条）

- ・ 広報活動等による事業者や県民の理解・協力と木育の推進

第4章 財政措置等

県産材の利用促進に関する 基本計画

(平成29年10月策定)

県産材の利用促進に関する基本計画の概要（計画期間：平成29年度～平成33年度）

○ 基本的方向

- 公共建築物の木造化や内装等の木質化、民間施設及び住宅への県産材の利用を促進し、**需要の拡大**を図るとともに、広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図る。
- 低コストで効率的な県産材の生産に必要な林業基盤整備や人材の育成・確保、需要に応じた製材品を適時適切に供給できる仕組みづくりなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による**安定供給体制の整備**を図る。

○ 県産材の利用目標量

単位：千m³

用途	H28年 (現況)	H33年 (目標)	増加量 (率)
製材用材(A材)	28	36	8 (129%)
合板用材(B材)	15	23	8 (153%)
チップ用材(C・D材)	54	71	17 (131%)
計	97	130	33 (134%)

○ 具体的施策(主なもの)

新規 → 拡充 → 継続 …… →

	取組事項	H29	H30	R1	R2	R3
需要の拡大	1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・ 県産材を使った住宅の建設促進 ・ 県産材アドバイザーによる住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・ 県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 県立大学の学生会館を木造で新築 (H32春供用開始予定) ・ 市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ CLTや木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出 ・ 県産材活用マニュアルを作成し、店舗や倉庫など民間の建築物での利用の促進	→	→	→	→	→
	2 その他の分野における利用促進 ・ 県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・ 公共施設等への県産材を使った備品の導入促進	→	→	→	→	→
	3 設計者等の育成・確保 ・ 県産材を活用し、中大規模の木造建築物を設計できる人材の育成 ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力を伝える取組みの強化	→	→	→	→	→
	4 研究開発の推進 ・ 県産スギ大径材を構造材として利用するための技術開発	→	→	→	→	→
	5 理解の増進と木育の推進 ・ 毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」とし、普及活動を展開 (イベントの拡充、経済団体等への要請、普及啓発用リーフレットの作成など) ・ 「森の寺子屋」などフォレストリーダーによる木育の推進 ・ 児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰	→	→	→	→	→
安定供給体制の整備	1 林業生産性の向上 ・ 効率的な森林資源情報の把握や森林境界の明確化の促進 ・ 路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再造林の一貫作業の取組みの推進 ・ 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進	→	→	→	→	→
	2 林業担い手の育成・確保 ・ 年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・ 林業の魅力向上による新規就業者の確保	→	→	→	→	→
	3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・ 山工場や中間仕場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・ 木材加工施設の整備や木材製法技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ 県産材の需給情報の共有化による需給マッチングの円滑化	→	→	→	→	→

基本計画に基づく主な施策と実績

(計画期間:平成29年度～令和3年度)



(うちR2まで4年間の主な実績等)

基本計画に基づく計画期間(H29~R2)の主な施策と実績

県産材の需要の拡大①

1 建築分野における利用促進

【住宅分野】

- ・ 県産材を使った住宅建設への支援
⇒ 「とやまの木で家づくり支援事業」により、208棟助成



とやまの木で家づくり支援事業での
計画期間中 (H29~R2) の支援実績

	H29	H30	R1	R2	計
棟数	58棟	58棟	45棟	47棟	208棟
うち新築	52棟	51棟	40棟	39棟	182棟
うち増改築	6棟	7棟	5棟	8棟	26棟
県産材 使用量(m ³)	1,118	1,174	855	814	3,961
補助額 (千円)	10,340	10,652	8,134	7,648	36,774

【非住宅分野】

- ・ 県産材を使った公共建築物の木造化や内装木質化の促進
⇒ 国事業を活用し、全国初の木造3階建て小学校などを建設
⇒ 木の香るとやまの街づくり事業により、3施設を木質化
- ・ CLTなど新たな製品の普及による県産材需要の創出
⇒ CLTを構造材として用いた県立大学学生会館の整備など
- ・ 県産材活用マニュアルの作成、設計者等への普及
⇒ 「とやま県産材活用の手引き」を作成し、講習会等で活用



魚津市立星の杜小学校
(R2. 1月竣工(H31. 4月開校))
全国初の木造3階建て小学校
事業主体：魚津市
延べ床面積：4,950m²
県産材使用量：1,296m³



富山県立大学新学生会館
(H31. 3月竣工)
県内初のCLT建築
事業主体：富山県
延べ床面積：860m²
県産材使用量：205m³

【CLT (直交集成板)】

ひき板(ラミナ)の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した厚みのある大きな板。
県立大学生会館では、部室等の壁の内部に使用。
一部は直接見る事ができるになっている。



県産材の需要の拡大②

2 その他分野における利用促進

- ・ 公共土木工事等での県産材利用
⇒ 公共土木工事で1,166m³/年使用
- ・ 公共施設等への県産材を使った備品等の導入支援
⇒ 木の香るとやまの街づくり事業により、9施設に備品等を導入
- ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進
⇒ ペレット製造施設整備を支援



治山ダム工における残存型枠



富山県北方領土史料室(黒部市) テーブル、棚、展示台等を設置

3 設計者等の育成・確保

- ・ 中大規模の木造建築物等を設計できる人材の育成 ⇒ 耐震設計などの基礎知識等習得のためのセミナー等を開催
- ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力の普及 ⇒ 木造住宅設計コンペの開催により、木造設計の機会を創出

4 研究開発の推進

- ・ 県産スギ大径材を構造材に利用する技術開発育成 ⇒ 大径材の材質を踏まえた製材方法の開発、普及など

5 理解の増進と木育の推進

- ・ 「とやまの木づかい月間」における広報活動の展開
⇒ 「木と住まいフェア」など木材利用促進イベントを開催
- ・ 「森の寺子屋」などフォレストリーダーによる木育推進
⇒ 木育の実践方法を学ぶセミナー・ワークショップを開催
- ・ 児童館等の子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進
⇒ 「こどもの城づくり」により16施設に県産材遊具を導入
- ・ 県産材利用に顕著な功績があった者や優良事例を表彰
⇒ 県産材利用の優良事例を顕彰する建築物コンクールを実施



とやま木と住まいフェア



フォレストリーダーによる森林観察会



木育実践方法を学ぶ木エワークショップ 子供たちがデザインした木製遊具(こどもの城)

基本計画に基づく計画期間(H29～R2)の主な施策と実績

県産材の安定供給体制の整備①

1 林業生産性の向上

- 効率的な森林境界明確化の促進、路網整備や高性能林業機械の導入促進
⇒ 航空レーザ計測による森林資源情報の整備や森林クラウドの構築
- 主伐可能森林の集約化、伐採と再造林の一貫施業の推進
⇒ コンテナ苗を活用した主伐と再造林の一貫作業や、低密度植栽による低コスト化を実証、普及
- 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進
⇒ 苗木生産技術を民間移転し、コンテナ苗生産を開始



森林内に整備された作業道



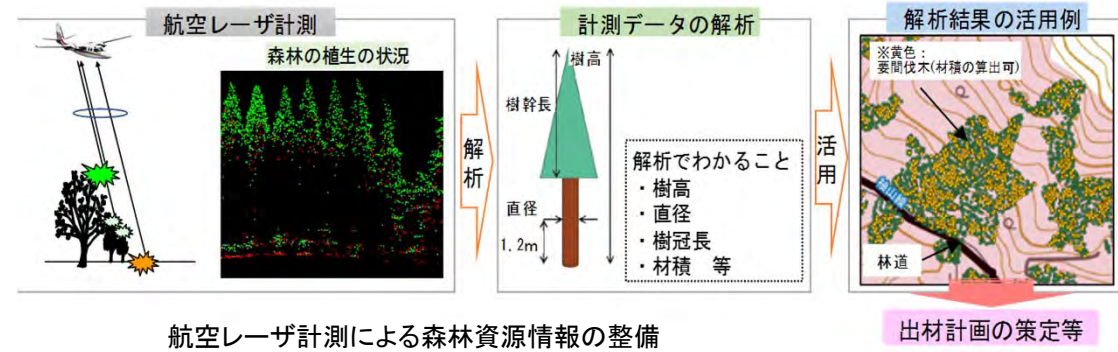
高性能林業機械による造材作業



挿し木苗生産に向けた採穂林整備



「立山 森の輝き」のコンテナ苗



2 林業担い手の育成・確保

- 年間を通じて安定的に森林経営できる人材の育成
⇒ 冬期就労の場の確保と、冬期における効率的な作業システム確立のための実証
- 林業の魅力向上による新規就業者の確保
⇒ 林業就業者を対象とした木造施設等見学会の開催
⇒ 「とやまの林業就業ナビ」の開設
⇒ 高校生を対象とした林業体験の開催



林業カレッジによる研修



とやまの林業就業ナビホームページ

就業者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
就業者数(人)	463	452	456	441	430	427

基本計画に基づく計画期間(H29~R2)の主な施策と実績

県産材の安定供給体制の整備②

3 品質・性能の確保と流通の円滑化

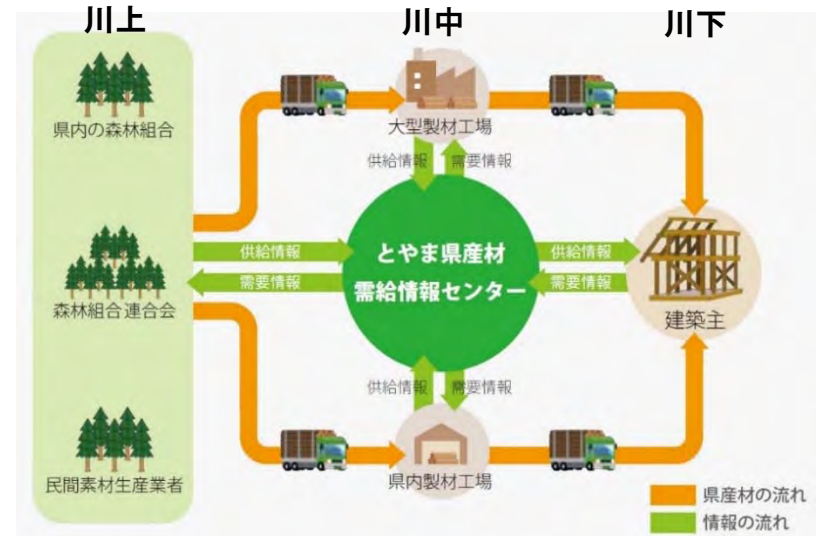
- ・山土場等の整備による需要に応じた素材の仕分けの強化
⇒ 山土場での出材効率化につながる丸太検収システムの導入を支援
- ・木材加工施設整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給
⇒ 国補助事業を活用した木材乾燥機やグレーディングマシン等の導入を支援
- ・県産材の需給情報の共有化などによる需給マッチングの円滑化
⇒ 「とやま県産材需給情報センター」が川上の生産、供給情報と川中、川下の需要情報を共有化し、需給マッチングを円滑化



木材乾燥機



グレーディングマシンで強度や含水率(乾燥の度合い)を印字した製材品



とやま県産材需給情報センターを中心とした県産材のサプライチェーンのイメージ

基本計画に基づく施策の総合的、計画的な推進の結果

県産材利用目標量

平成28年 97千m³ ⇒ 令和3年【目標】130千m³ に対し

【近隣県の素材生産量(R2)】(下段: 民有林人工林面積)
 石川県: 138千m³ (10万ha) 福井県: 121千m³ (11万8千ha) 岐阜県: 364千m³ (30万9千ha)

令和2年【実績】128千m³

※本県の民有林人工林面積: 5万1千ha

県産材を取り巻く状況や情勢の変化

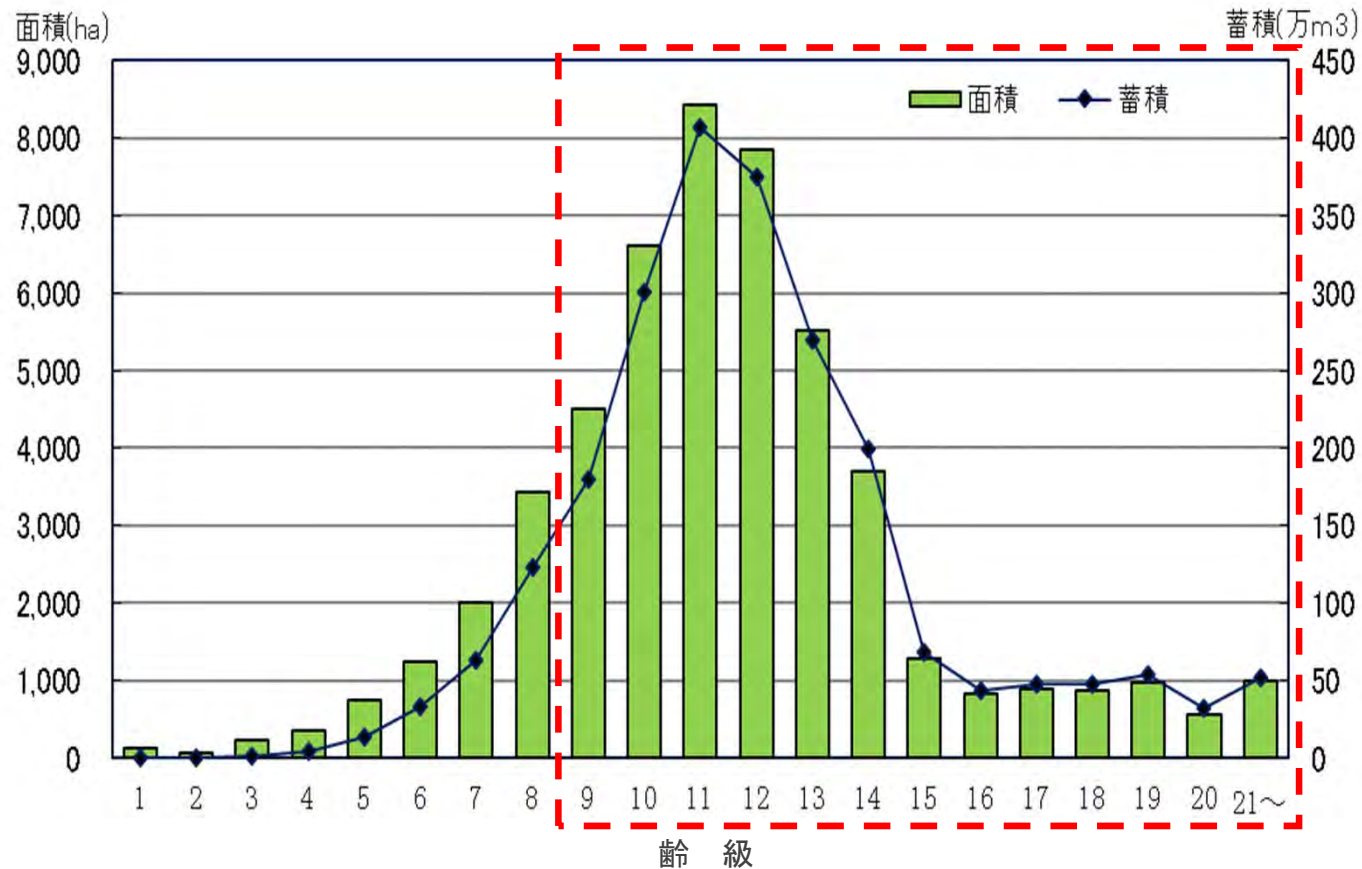
県産材を取り巻く状況や情勢の変化

県産材を取り巻く状況

1 県内の人工林の現況

木材として利用可能な9齢級(41~45年生)以上の森林の割合は、面積では約84%、蓄積では約90%を占め、本格的な利用期を迎えている。

民有林人工林齢級別面積・蓄積



※1齢級は5年

(R2. 3. 31現在 県森林政策課調)

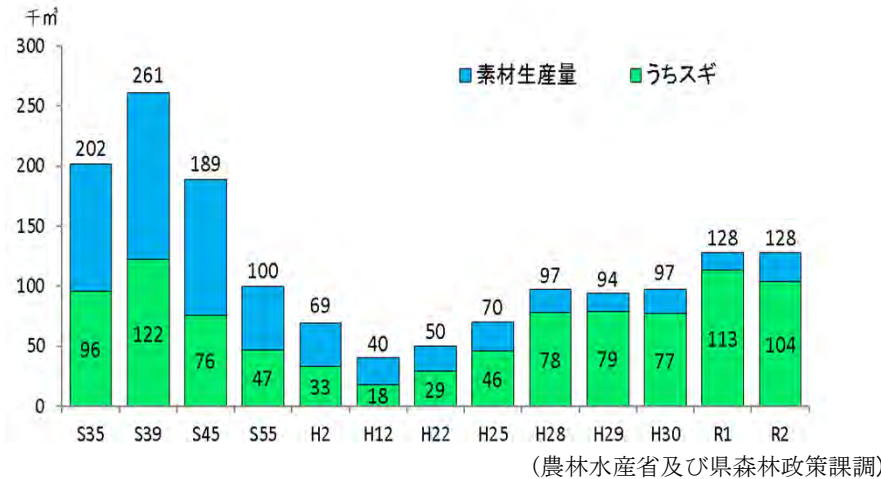
県産材を取り巻く状況や情勢の変化

県産材を取り巻く状況

2 県内の素材生産量などの状況

○素材生産量の推移

R2年は、H30年の約3割増となる12万8千㎡で、スギを主体に増加しており、過去最高だったS39の12万2千㎡（スギ）に迫っている。



○製材用素材需要量の推移

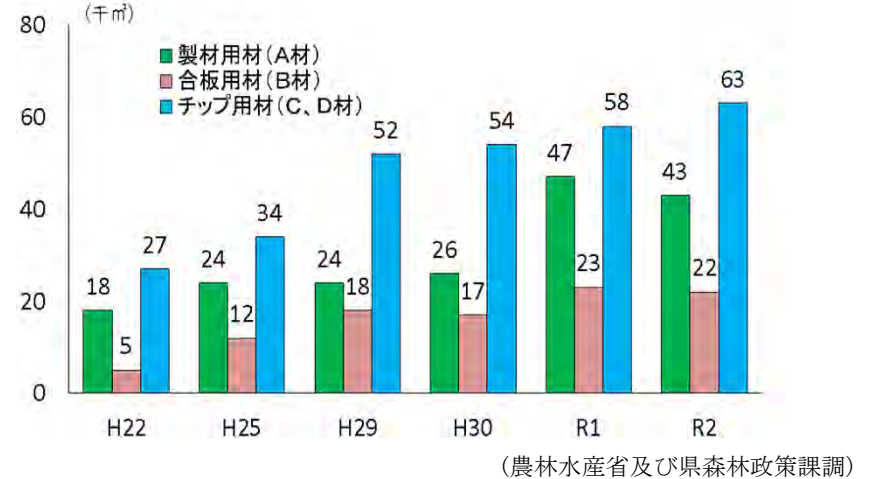
北洋材から、県産材を含む国産材への原料転換が進展。R3春頃から、世界的な木材需要の高まりに伴い木材輸入量が減少、国産材の需要が旺盛となっており、県産材の需要も高まっている。

年次	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2
素材需要量	1,681	1,488	1,213	992	362	261	275	272	289	303	308
うち製材用①	1,521	1,378	1,139	908	313	186	197	194	209	223	219
外材②	1,486	1,348	1,117	874	251	106	108	106	127	120	121
②/①	97.7%	97.8%	98.1%	96.3%	80.2%	57.0%	54.8%	54.6%	60.8%	53.8%	55.3%
他県産材③	—	—	3	6	44	47	61	64	56	56	55
③/①	—	—	0.3%	0.7%	14.1%	25.3%	31.0%	33.0%	26.8%	25.1%	25.1%
県産材④	35	30	19	28	18	33	28	24	26	47	43
④/①	2.3%	2.2%	1.7%	3.1%	5.8%	17.7%	14.2%	12.4%	12.4%	21.1%	19.6%

(農林水産省及び県森林政策課調)

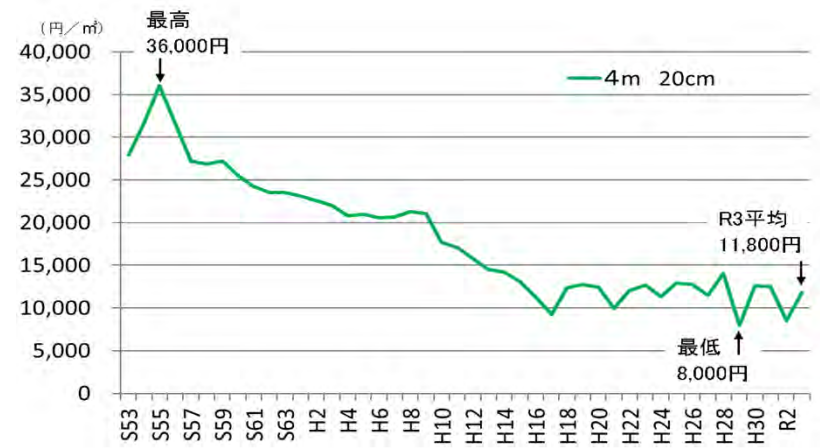
○素材の用途別利用量の推移

A材は大半が県内製材工場、B材は石川県七尾市の合板工場に出荷。C、D材は、バイオマス発電所の稼働により利用量が増加。



○素材価格の推移

県森連の木材共販での県産材丸太(4m、径20cm) 1㎡当たりの価格は、R3は、木材需要の高まりから上昇しており、12月現在13,300円。



(県森林組合連合会調)

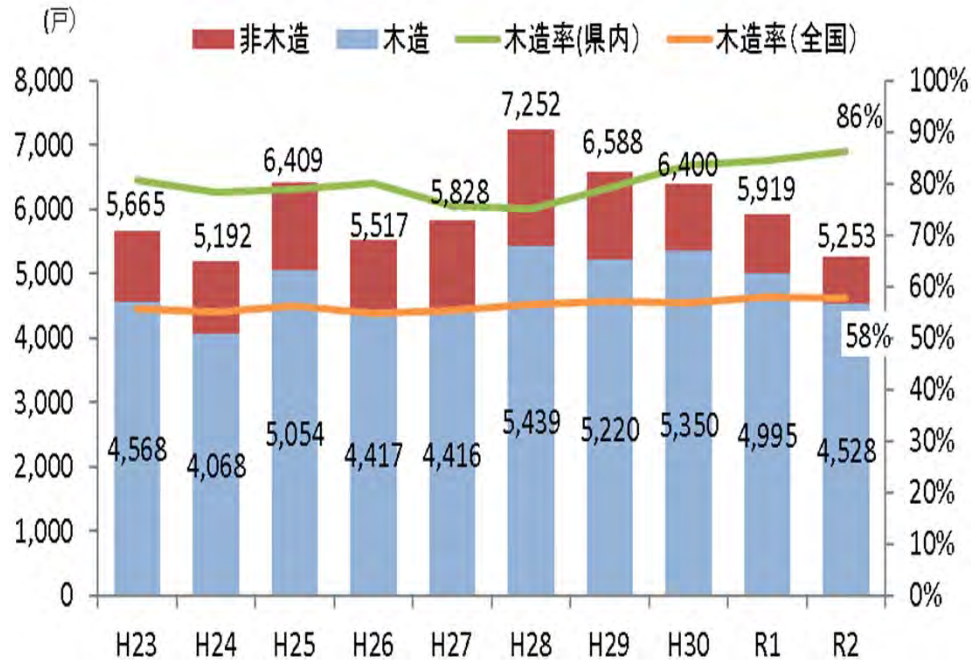
県産材を取り巻く状況や情勢の変化

県産材を取り巻く状況

3 木造建築物の着工数と木造率などの状況

○新設住宅着工戸数と木造率の推移

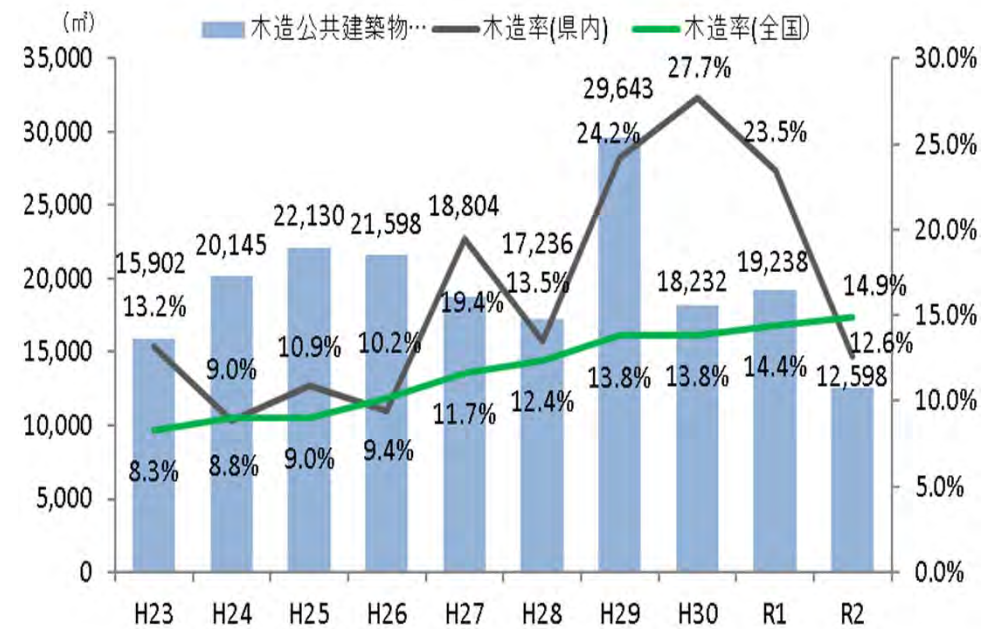
県内の木造率は上昇傾向にあり、令和2年度は86%で、全国平均より30ポイント近く高い。
人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、今後は住宅需要の低下が見込まれる。



(国土交通省及び県建築住宅課調)

○木造公共建築物の着工床面積と木造率の推移

公共建築物の木造率は、その年度に着工した公共建築物の規模に左右され、大規模施設が着工した年度は木造率が大きく低下。
住宅需要の低下が見込まれる中、「改正木材利用促進法」の施行を受け、今後、民間建築物での木造化等の進展が期待される。



(県森林政策課調 (国土交通省「建築着工統計」を基に算出))

県産材を取り巻く状況や情勢の変化

情勢の変化①：木材利用促進法の改正

法改正の背景

- ・国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言
- ・森林はCO₂を吸収、固定。また、木材として建築物等に利用することで炭素を長期間貯蔵可能
- ・「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めるため、木材利用の拡大が重要

法改正の概要

- ・脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、より一層の木材利用の促進を図るため「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（H22.10月施行）を改正

【改正後の法律名】

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【施行年月日】

令和3年10月1日

【主な改正点】

- ①法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加
- ②国や県等が策定する基本方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
- ③民間事業者による木材利用を促進するため「建築物木材利用促進協定」制度を新設
- ④木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を法定化

など、民間建築物を含む建築物全般での木材利用をさらに促進する施策の拡充を図る内容。



県産材を取り巻く状況や情勢の変化

情勢の変化②：SDGsへの貢献

木材の利用拡大等を通じ、森林資源を循環利用することで、様々なSDGsへの貢献が期待されている。

○森林の循環利用とSDGsとの関係



基本計画の改正のポイント

改正木材利用促進法の趣旨等の反映

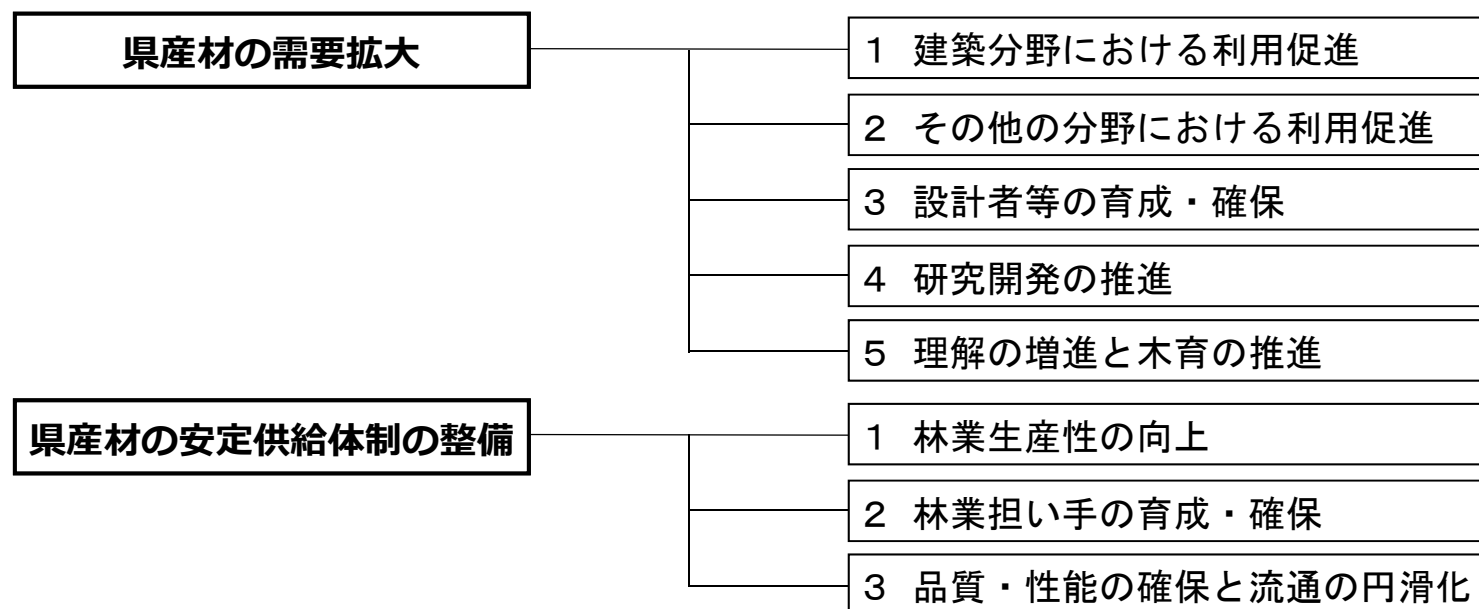
1 策定の趣旨等

- 基本計画を、脱炭素社会の実現に資することを目的とした「改正木材利用促進法」第11条第1項に基づく都道府県方針として位置付け。
- 「富山県SDGs未来都市計画との調和」を追記。

2 施策の基本的方向

- 木材利用の拡大による「2050年カーボンニュートラル」の実現への貢献を明記。
- 木材利用促進の対象を公共建築物から民間建築物を含めた建築物一般に拡大したことを新たに追記。

施策の体系



基本計画の改正のポイント②

情勢変化等を踏まえた具体的施策

3 具体的施策

県産材の需要拡大

1 建築分野における利用促進

- ・ 公共建築物と同等のPR効果の高い民間建築物の県産材による木造化等を支援

2 その他の分野における利用促進

- ・ 公共建築物と同等のPR効果の高い民間建築物における県産材の備品導入等を支援

5 理解の増進と木育の推進

- ・ 民間建築物での県産材利用を促進するため、「建築物木材利用促進協定」制度を普及

県産材の安定供給体制の整備

1 林業生産性の向上

- ・ 県や市町村、林業関係団体、研究機関等から構成される「富山県林業イノベーション推進協議会」を設置し、共同してスマート林業技術の検討や普及を促進

2 林業担い手の育成・確保

- ・ スマート林業技術を活用できる人材の確保・育成

3 品質・性能の確保と流通の円滑化

- ・ 「とやま県産材需給情報センター」の活動強化と、森林クラウドとの連携による需給マッチングのより一層の円滑化

○ 具体的施策(主なもの)

新規 → 拡充 - → 継続 …… →

取組事項		H29	H30	R1	R2	R3
需要の拡大	1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・ 県産材を使った住宅の建設促進 ・ 住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・ 県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 ・ 民間建築物における普及効果の高いモデル的な県産材利用の取組みを促進 ・ 市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ とやま県産材活用の手引きを活用した設計支援 ・ CLTや木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出	→	→	→	→	→
	2 その他の分野における利用促進 ・ 県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・ 公共施設や普及効果の高い民間建築物への県産材を使った備品の導入促進	→	→	→	→	→
	3 設計者等の育成・確保 ・ 県産材を活用し、民間建築物を含めた木造建築物を設計できる人材の育成 ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力を伝える取組みの強化	→	→	→	→	→
	4 研究開発の推進 ・ 県産スギ大径材を構造材として利用するための技術開発 ・ プラスチックや金属等の建築部材を代替する木質材料の開発	→	→	→	→	→
	5 理解の増進と木育の推進 ・ 「とやまの木づかい推進月間」における重点的な広報活動の展開 ・ 民間事業者への「建築物木材利用促進協定」制度の普及 ・ 「森の寺子屋」などによる木育の推進と木育を実践できる人材の育成 ・ 児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰	→	→	→	→	→
安定供給体制の整備	1 林業生産性の向上 ・ リモートセンシング技術やICTなど先進的な技術の実証及び普及 ・ 効率的な森林境界の明確化の促進、路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再造林の一貫作業の取組みの推進 ・ 苗木の安定供給による優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進	→	→	→	→	→
	2 林業担い手の育成・確保 ・ 年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・ 林業の魅力向上による新規就業者の確保 ・ 施業の効率化や安全性の確保のためのスマート林業技術を活用実践する人材の育成	→	→	→	→	→
	3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・ 山土場や中間土場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・ 木材加工施設の整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ とやま県産材需給情報センターの活動強化や、建築物等の需要情報と森林クラウドとの連携による需給マッチングのより一層の円滑化	→	→	→	→	→

県産材の需要拡大

1 建築物における利用促進

住宅分野

- ・ 県産材を使った住宅建設に引き続き支援。
- ・ 県産材の利用促進に取り組む工務店等への支援の検討。

非住宅分野

- ・ 県産材利用のシンボルとなるよう、公共建築物の木造化や内装等の木質化を推進。
- ・ 公共建築物と同様の普及効果の高いモデル的な民間建築物での県産材利用の取組みを支援。
- ・ 民間建築物を含めた建築物全体における県産材の利用を促進するため、CLTや木質耐火部材等の新たな建築部材の普及や、木造建築物の設計・施工に関する先進的な技術を普及。

2 その他の分野における利用促進

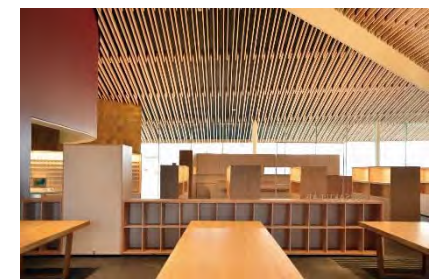
- ・ 公共土木工事での活用事例等の情報提供や、設計図や設計単価の設定など、発注者が設計しやすい環境の創出。
- ・ 公共施設や普及効果の高い民間建築物における県産材を使った備品等の導入に対する支援。
- ・ 県産材を活用した家具や什器、クラフトなどでの事例紹介による県産材利用の促進。



県産材をふんだんに使った住宅



民間事業者による木造建築物



県産材で内装を木質化した民間事業者の店舗

県産材の需要拡大

3 設計者等の育成・確保

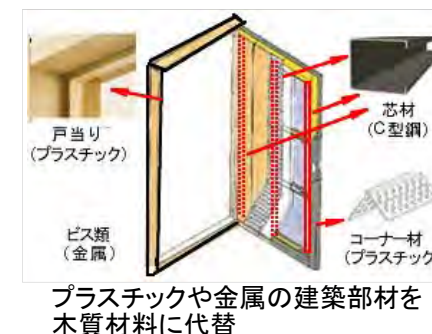


- ・ C L T や木質耐火部材などの新たな製品への理解や、木造建築の設計から県産材調達、施工、監理に至る一連の流れを現場で習得する機会の創出により、関係団体等と連携して中大規模の木造建築に関する知識、技術を有する人材を育成。

4 研究開発の推進



- ・ 中大規模建築における県産スギ大径材の利用技術の開発や、木の摩擦を利用した高剛性接合部の開発。
- ・ 建築部材で使用されているプラスチックや金属等を木質材料に代替するための技術開発。



5 理解の増進と木育の推進



- ・ 改正木材利用促進法により木材利用促進月間と定められた毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」と定め、関係団体等との連携・協力により、県産材の利用促進に向けたイベント等を開催。
- ・ 民間事業者による県産材利用の取組みが進展するよう、「建築物木材利用促進協定」制度の積極的な周知。
- ・ 木育の一層推進と、木育を実践できる人材の育成。



建築物木材利用促進協定を活用し民間事業者による木材利用を促進

県産材の安定供給体制の整備

1 林業生産性の向上

- ・ 県や市町村、林業関係団体、研究機関等から構成される「富山県林業イノベーション推進協議会」を設置し、共同してスマート林業技術の検討や普及事業を実施。

- ・ ICTなどの先進技術の実証及び普及

- ① 森林クラウドの活用や地籍調査との連携による境界明確化
- ② 地上レーザを活用した毎木調査の実証、普及による森林調査の効率化
- ③ ドローンによる空中写真測量などのリモートセンシング技術の活用による施工管理の低コスト化
- ④ ICT技術を活用した素材生産量等の把握や仕分け作業の効率化、労働安全の確保に必要な通信環境の改善など、素材生産現場におけるICT技術の実証、普及による生産性及び安全性の向上

- ・ 路網整備や高性能林業機械の導入を引き続き支援。

- ・ 挿し木苗の生産体制の整備により苗木を安定供給するとともに、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再生林を引き続き支援。



地上レーザによる毎木調査

ドローンによる写真撮影測量

塗料タンク

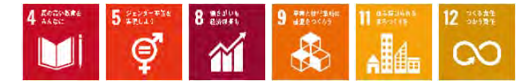
玉伐り作業時に丸太切り口にカラーマーキングが可能

カラーマーキング付きハーベスタ

県産材の安定供給体制の整備

2 林業担い手の育成・確保

- ・ 林業カレッジにおける年間を通じて安定的に林業経営を実践できる現場管理者の育成。
- ・ 林業カレッジにおいて、大径材を安全かつ効率的に主伐し、再造林まで一貫して実施できる現場技能者を育成。
- ・ 林業担い手センターにおける林業の魅力発信などによる、新規就業者の確保。
- ・ **スマート林業技術を広く普及し、その活用に必要な人材を幅広く確保・育成。**



林業事業者によるローカル5Gを活用した高性能林業機械の遠隔操作実証の実施

3 品質・性能の確保と流通の円滑化

- ・ 山土場での仕分けや中間土場の整備、木材加工施設等の整備を引き続き支援。
- ・ 「とやま県産材需給情報センター」の活動強化と、森林クラウドの活用による供給情報と需要情報との連携、共有化による需給マッチングのより一層の円滑化。
- ・ 「とやま県産材需給情報センター」を核とした川上から川下までの関係事業者の連携による県産材のサプライチェーンの構築により、建築現場等で求められる県産材製材品の安定供給体制の整備を促進。



基本計画の改正のポイント③

新たな目標の設定

1 スギを中心とした針葉樹材の生産量の見込み

今年度、「全国森林計画」に基づき策定した「地域森林計画」における令和8年の間伐、主伐計画量から素材生産見込み量を算出

【間伐】 1,200ha × 63m³/ha ≒ 75,000m³

【主伐】 100ha × 540m³/ha ≒ 54,000m³

計 129,000m³

2 広葉樹材の生産量の見込み

過去5年間の広葉樹材の生産量が今後も維持されることを見込む。

約16,000m³

広葉樹材生産量（過去5年） 単位：千m³

H28	H29	H30	R1	R2	平均
17	13	18	14	21	約16

合計145,000m³（対R2比：13%増）

を令和8年の県産材利用目標量として設定

県産材利用目標量

単位：千m³

	H28年 (計画前)	R1年	R2年 (現況)	R8年 (目標)	増加量 (率)
製材用材(A材)	28	47	43	51	8 (119%)
合板用材(B材)	15	23	22	25	3 (114%)
チップ用材(C・D材)	54	58	63	69	6 (110%)
計	97	128	128	145	17 (113%)

3 利用側の需要見込み

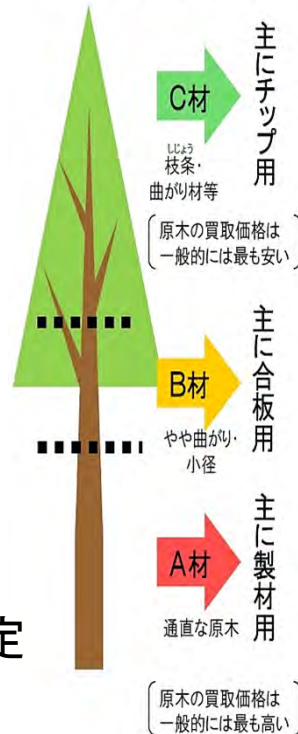
各用途のR1、R2利用量の平均値の13%増を見込む。

- (1) 製材用材（A材）：51千m³
- ・ R1、R2の平均値45千m³の13%（6千m³）増。
 - ・ 県内製材工場の国産材需要量は、98千m³（R2）で、生産量43千m³（R2）の2倍以上の需要がある。
 - ・ 改正木材利用促進法の施行に伴い、新たに民間施設での木材利用や、世界的な木材需給のひっ迫から、さらなる国産材需要の進展が見込まれる。

- (2) 合板用材（B材）：25千m³
- ・ R1、R2の平均値22.5千m³の約13%（2千m³）増。
 - ・ A材、C、D材の利用増に伴う出材の増を見込む。

- (3) バイオマス発電用材（C、D材）：69千m³
- ・ R1、R2の平均値60.5千m³の約13%（8千m³）増。
 - ・ バイオマス発電所との協定出荷量の達成に向けた出材の増を見込む。（協定量3万5千m³に対し、過去5年間の出荷量は約2万7千m³～3万1千m³）

原木とその用途(イメージ)



基本計画の改正のポイント④

建築物木材利用促進協定について

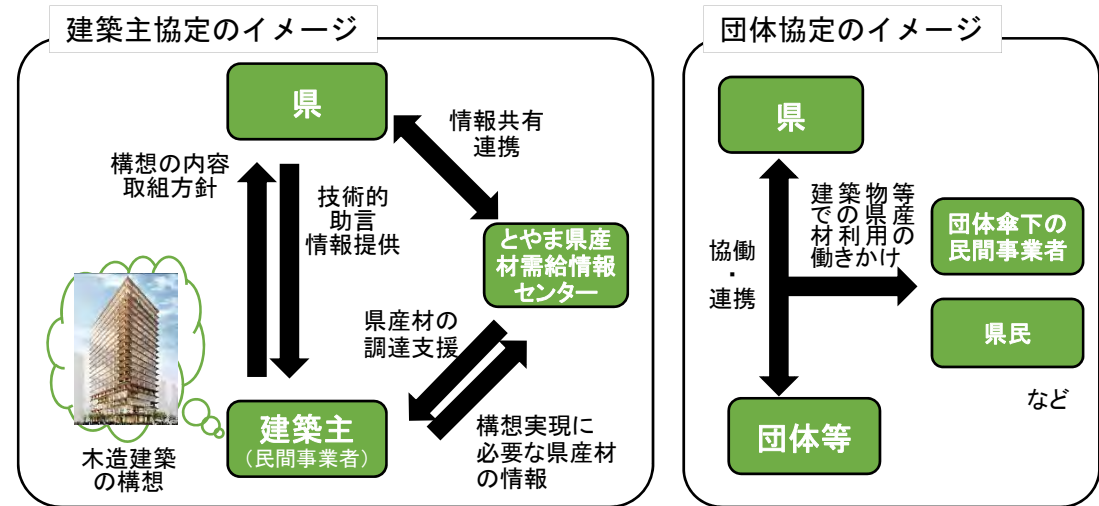
1 協定の種類と協定を締結できる者

当該協定制度は、県産材を活用した木造建築物の建築主である民間事業者による申入れを主に想定している。

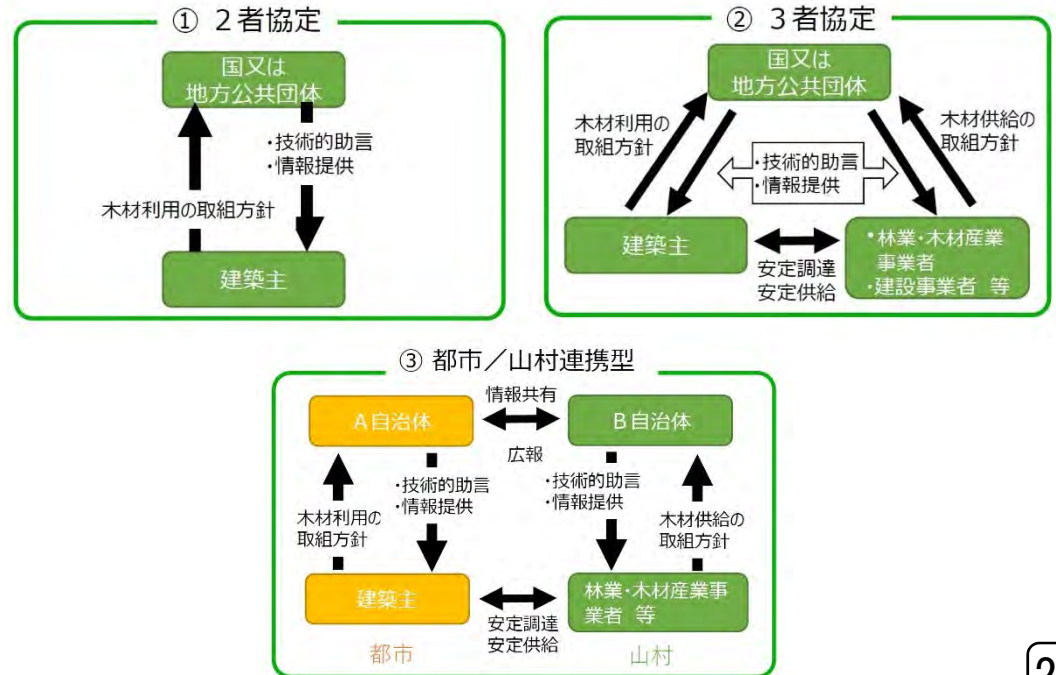
一方、建築物における木材利用を働きかける立場にある事業者等の役割も大きいことから、協定の種類とその締結の申入れをできる者を、以下のとおりとする。

協定の種類	協定を締結できる者
建築主協定	県産材を活用した木造建築物の建築主、または、県産材を活用した施設等の製作、設置主体である民間事業者
団体協定	林業・木材関係団体や建築関係団体、木材関係事業者、または、それらの団体が主たる構成員となる団体等で、県と協働・連携して県産材の普及拡大に取り組む者

《協定締結のイメージ》



《協定の形態》



基本計画の改正のポイント④

2 県による協定締結の応否

改正木材利用促進法の趣旨や、県産材の利用の促進に関する基本計画に照らして適当であり、以下の要件に合致するものについて、原則、協定締結に応じる。

(1) 建築主協定

協定の対象区域が複数の市町村、または、協定に係る木造建築物等に使用する県産材の量や種類が、とやま県産材需給情報センターによる需給調整を要するなど、市町村をまたがる複数の木材供給事業者等の連携・協力により調達する必要があること。

(2) 団体協定

県と協働・連携して、広く全県域を対象に、建築物等における木材の利用促進に取り組むとともに、団体傘下の民間事業者や県民等を対象に、県産材の普及拡大を図る内容であること。

3 協定の内容

(1) 建築主協定

- ①協定の目的
- ②申入れ者が整備する木造建築物等の概要
(木材使用量や調達の範囲等を含む)
- ③県等による支援
- ④対象建築物の建設場所
- ⑤協定有効期間
(建築物の竣工までの期間等)

(2) 団体協定

- ①協定の目的
- ②申入れ者による木材利用促進に向けた取組の概要
- ③県等の役割
- ④対象区域（原則、全県）
- ⑤協定有効期間（概ね5年程度）

4 協定締結のメリット

(1) 建築主等事業者や団体等

- 当該事業者の社会的認知度の向上や、環境意識の高い事業者等として、社会的評価の向上が期待される。
- 事業者の場合は、木材利用による炭素固定など環境保全への貢献により、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性がある。
- 事業者の場合は、国や地方公共団体による補助事業の優先採択など、財政的な支援を受けられる可能性が高まる。

(2) 林業・木材産業事業者

- 県産材のサプライチェーンの構築につながる。
- 事業の見通しを立てられることから、経営の安定化につながる。
- 林業・木材産業が、環境保全に貢献しているという社会的評価の向上につながる。

(3) 建築工事請負事業者

- サプライチェーンの構築により県産材の安定的な調達が可能になる。
- 信頼関係の構築により、安定的な建築需要の確保につながる。
- 技術力のアピールや社会的認知度の向上が期待される。